

学校教育法等の一部を改正する法律案(閣法第九〇号)(衆議院送付)要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、改正教育基本法において明確にされた教育理念を踏まえ、義務教育の目標を定め、各学校種の目的等に係る規定を見直すとともに、学校教育法に規定する学校種の順序について、教育を受ける者の発達段階等を踏まえ、幼稚園から規定することとする。

二、学校は、教育活動等の状況について評価を行い、改善のための措置を講ずることにより、教育水準の向上に努めるものとともに、保護者等との連携協力を推進するため、教育活動等の状況について情報を提供するものとする。

三、大学等は、学生以外の者を対象とした特別の課程を修了した者に対し、証明書を交付することができることとする。

四、学校の組織運営体制及び指導体制の充実を図るため、小学校、中学校等に置くことができる職として、新たに副校長、主幹教諭、指導教諭を設け、これらの職務内容をそれぞれ定めること。

五、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、四に定める副校長その他の職の創設に関する事項は、平成二十年四月一日から施行すること。